

2020年2月17日

大阪府知事
吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合
執行委員長 小松 康



「人事評価結果の給与反映の見直しについて」の提案に対する 回答と見解について

さる1月24日に提案された「人事評価結果の給与反映の見直し」については、令和2年度以降の人事評価結果の給与反映について、職員アンケートの検証結果や人事委員会の意見等を踏まえ、制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上をより一層図る制度とするため、この度見直すというものです。

府職労は、かねてより相対評価結果を給与反映させることに反対し、とりわけ昇給への反映は、単年度の評価結果を将来にわたって影響させるものであり、重大な問題があると指摘し続けてきました。

今回の見直しは、絶対評価で「B（標準・良好）」の職員については、昇給号数抑制を単年度に限定し、将来にわたる影響を解消するという点では一定評価できますが、一方で上位区分者の昇給号数を上積みするという点や勤勉手当の較差を拡大する点については容認できるものではありません。

相対評価制度は、制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上につながっていないという致命的な問題が明らかになっています。こうした状況のもと、給与反映を行うことには大きな問題であると言わざるを得ません。府職労は、引き続き評価結果の給与反映の中止、相対評価の中止を強く求めます。

以上